

MIC Ministry of Internal Affairs

平成19年3月27日島根行政評価事務所

# 国道トンネルの利用者の安全確保のために

# 国道トンネル等の安全確保に関する 行政評価・監視結果 〈行政評価・監視結果に基づいて改善通知〉

「行政評価・監視」は、島根行政評価事務所が行う行政改善活動の一つで、行政の運営全般を対象として、 主に合規性・適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

この行政評価・監視は、トンネル内の照明が暗くて危険なので明るくしてほしいなど、国道トンネルの安全確保に関する住民の声(行政相談)が寄せられたことを踏まえ、広島県内及び島根県内の国が管理する国道にある84トンネル(島根県内35トンネル)について、照明施設や非常用施設、車道・歩道等の整備状況の調査を行ったものです。

本行政評価・監視では、中国四国管区行政評価局が、島根行政評価事務所を動員して調査を行い、この調査 結果に基づいて、平成19年3月27日、中国地方整備局に対して改善意見を通知しました。

#### 〈本件照会先〉

総務省島根行政評価事務所 評価監視官室 (担当)中本直人、福井康博、和田慎太朗 (電話) 0852-21-3680(直通) (E-mail) shima10@soumu.go.jp

#### 背 景

- トンネル内の照明が暗くて危険なので明るくしてほしいなどの住民の声(行政相談)
- 閉塞されたトンネル内での事故は重大事故となる可能性が高く、安全確保に特に留意する必要

#### 制度の概要

○ トンネル照明【道路構造令第34条第2項】

トンネルには、安全かつ円滑な交通を図るため必要がある場合は、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設ける ものとする。

〇 非常用施設【道路構造令第34条第3項】

トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

○ 車道・歩道の路面【道路トンネル技術基準第6章-3】

路面状況については、巡回点検等により常に注意し、異常が発見された場合には、速やかに適切な処置を講じなければならない。

#### 調査

#### 行政評価・監視の実施

- 国道トンネル等の安全確保を目的として、中国5県にある国が管理する国道の143トンネル のうち広島県及び島根県内にある84トンネル(島根県内35トンネル)について、照明施設等の整備状況を調査
- 〇 調査項目
  - (1) 国道トンネルの照明施設、非常用施設等の整備状況
  - (2) 国道トンネル等の保守点検及び維持修繕の実施状況
  - (3) 国道トンネル等の安全確保に関する利用者の意識
- 〇 調査実施期間

平成18年12月~19年3月

- 〇 調査担当部局
  - 中国四国管区行政評価局、島根行政評価事務所
- 〇 平成19年3月27日、中国四国管区行政評価局から 中国地方整備局に対して改善意見を通知



### 通知事項① トンネルの照明灯の取替え時期の適切化

 島根県内で照明施設が設置されている33トンネルのうち、

- ① 野外の輝度センサーの受光部の故障により、本来設定している明るさが保てなくなっているもの(1トンネル)
- ·····【参考資料P1参照】
- ② 20%を超える又は20%近い不点灯率となっておりランプ取替え工事が必要なもの(3トンネル) ……【参考資料P2参照】
  - ※ トンネル照明の明るさは、法令で定められた基準の約30%増しの明るさに設定されており、壁面の反射による影響が設計例では約10%とされている。従って、当事務所の今回の調査においては、照明灯のみではその差約20%を超えるランプ切れ等による不点灯が生じた場合に定められた明るさが保てなくなる可能性があると考えられるため、照明灯の不点灯率概ね20%を指標とした。

利 用 者調 香結果

「国道トンネル内の照明が暗いと感じたことはありますか。」との質問に対して、「暗いと感じ

たことがある」と回答した人は、回答者全体(島根県内)549人中341人(62.1%)

·····【参考資料P10参照】



涌 知 事 項

トンネル内の安全かつ円滑な交通の確保を図るため、

- ① 照明灯の不点灯の把握は、全点灯時に重点的に実施し、把握もれを防ぐこと。
- ② ランプ取替え工事は、照明灯の不点灯率を指標に実施する等の運用方法を定め、速やかに行うこと。

## 通知事項② 非常用施設の点検保守の適切化

調査結果

島根県内で非常用施設が設置されている32トンネルのうち、

- ① 非常電話がない状態のままとなっているもの、不通になっているもの、表示灯が点灯していないもの(4トンネル) ……【参考資料P3~5参照】
- ② 押しボタン式通報装置の「事故通報」・「火災通報」の表示が消えているもの (1トンネル) ·····【参考資料 P 6 参照】

利 用 者調査結果

「国道トンネル内の非常用施設の表示が不十分と感じたことはありますか。」

との質問に対して、「不十分と感じたことがある」と回答した人は、

回答者全体(島根県内)549人中124人(22.6%)

……【参考資料P11参照】



通知事項

トンネル内の火災、事故に備えて非常用施設の機能を確保するため、

道路巡回のうち、走行している車上から行う通常巡回及び夜間巡回では目視可能な点検を中心に行い、 徒歩で行う徒歩巡回では非常用施設の細部における外観などの点検を徹底すること。

## 通知事項③ 車道・歩道の維持管理の適切化

調 査 結 果

#### 島根県内の35トンネルのうち

- ① トンネル内の車道に窪み(穴)や、歩道に破損が生じているもの(4トンネル)
- ……【参考資料P7参照】

② トンネル周辺のセンターライン(白線)が一部消失しているもの、 視線誘導標(※)に破損があるもの(4トンネル)

……【参考資料P8~9参照】

※ 視線誘導標とは、道路の側面に設置して、路側の表示をするもの。 一般的に丸い反射体が取り付けられている。

# 利 用 者調査結果

「国道トンネル内の車道・歩道の安全性に問題があると感じたことはありますか。」

との質問に対して、「車道について問題がある」と回答した人は、回答者全体(島根県内)

549人中233人(42.4%)、「歩道について問題がある」と回答した人は220人(40.1%)……【参考資料P12~13参照】



通知事項

トンネルを通行する車両、歩行者・自転車の安全確保のため、

道路巡回において、歩道や視線誘導標は徒歩巡回、夜間巡回で重点的に行うなど、点検を徹底すること。